

# 鳥取縣公報

縣 令

昭和十六年五月九日  
第千二百三十一號

金 曜 日

本書ノ大キサ、國定規格A5列

## ◇鳥取縣令第十七號

國民學校令施行細則左ノ通定ム

昭和十六年五月九日

### 國民學校令施行細則

#### 第一章 設置及廢止

第一條 國民學校ノ名稱ハ一町村一校ノ場合ハ郡名ヲ附シタル上學校所在町村名ヲ其ノ他ノ場合ハ學校所在郡市名ヲ附シタル上適當ナル名稱ヲ用ヒ管理者ヨリ知事ニ届出ツベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第二條 國民學校令第五條ノ規定ニ依リ特修科ヲ設置又ハ廢止セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ實施期日ヲ定メテ申請スベシ但シ廢止ノ場合ニ在リテハ在學兒童ノ處分方法ヲ具スベシ

第三條 國民學校令第二十七條ノ規定ニ依リ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ兒童教育事務ノ委託又ハ委託解除ニ關シ指定ヲ受クルノ要アリト認メタルトキハ其ノ事由ヲ詳細ニ具シ内申スベシ

### 鳥取縣知事

入 田 三 郎

#### 第四條 國民學校令第二十九條ノ規定ニ依リ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ國民學校ノ校數及位置指定若ハ變更ノ要アリト認メタルトキハ左記事項ヲ具シ内申スベシ

- 一 事由
- 二 位置及面積（市町村、大字、小字、地番、地目、段別及所有ノ區別ヲ土地臺帳ト照合シ正確ニ記載スルコト）
- 三 校地圖（六百分ノ一ノ縮圖トシ之ニ地番、地目、地質、地盤ノ高低、附近ノ地形、排水ノ關係、飲料水ノ良否及其ノ供給ノ便否、四圍ノ狀況等ヲ詳細ニ記入スルコト）
- 四 關係市町村圖（陸地測量部五萬分ノ一ノ地圖ヲ用ヒ之ニ學校ノ位置及各部落ヨリノ通學路線ヲ記入スルコト）
- 五 關係市町村大字別狀況調（戶數、人口、學齡兒童數、在籍兒童數及通學路程ヲ各部落別ニ記載スルコト）

00231

第五條 國民學校令第四十三條ノ規定ニ依リ國民學校ニ類スル各種學校ヲ設置セントストキハ左記事項ヲ具シ申請スベシ

一 目的

二 名稱

三 位置

四 學則

五 兒童定員及教員定數

六 學級數

七 校地圖(第一條第三號ニ規定スル圖面)

八 校地及建物配置圖

九 授業料月額

十 收支豫算書

十一 維持方法

前項第一號乃至第十號ノ事項ヲ變更セントストキハ其ノ都度認可ヲ受クベシ

國民學校ニ類スル各種學校ヲ廢止セントストキハ其ノ事由、期日及在學兒童ノ處分方法ヲ具スベシ

第二章 教科及編制

第六條 國民學校令施行規則第四十八條第二項ノ規定ニ依リ學級數ノ制限ヲ超ントストキハ其ノ詳細ヲ具シ申請スベシ

第七條 國民學校令施行規則第四十九條ノ規定ニ依リ分教場ヲ設置又ハ廢止セントストキハ第十八條ノ規定ニ準ジ申請スベシ

第八條 國民學校令施行規則第五十條第二項ノ規定ニ依リ一學級ノ兒童數ノ制限ヲ超ントストキハ其ノ詳細ヲ具シ申請スベシ

第九條 國民學校令施行規則第二十五條ノ規定ニ依リ外國語其ノ他必要ナル科目ヲ設ケントストキハ其ノ事由及每週授業時數表ヲ具シ申請スベシ之ヲ止メントストキハ事由ヲ具スベシ

第十條 國民學校令施行規則第二十九條ノ規定ニ依リ各教科及科目ノ每週授業時數ヲ變更セントストキハ其ノ事由並ニ各教科及科目ノ每週授業時數表ヲ具シ申請スベシ

第十一條 國民學校令施行規則第五十四條ノ規定ニ依リ前後二部ニ分チテ授業ヲ行ハントストキハ其ノ事由ヲ具シ申請スベシ其ノ編制ヲ爲シタルトキハ其ノ教科及科目ノ每週授業時數表ヲ具シ提出スベシ

第十二條 國民學校令施行規則第二十七條第五項ノ規定ニ依リ綜合授業ヲ爲サントストキハ其ノ詳細ヲ具シ申請スベシ

第十三條 國民學校令施行規則第五十二條ノ規定ニ依リ學級ヲ編制又ハ變更セントストキハ別記第一號様式ヲ具シ申請スベシ

第十四條 國民學校令施行規則第六十一條但書ノ規定ニ依リ特修科ノ各教科及科目ノ每週授業時數ヲ定メントストキハ教科課程表ヲ具シ申請スベシ

第十五條 國民學校令施行規則第三十四條ニ規定スル修了證書、修業證書及學習證書ノ書式ハ別記第二號様式、第三號様式及第四號様式ニ依ル

第十六條 國民學校ノ學年ヲ分テ左ノ通トス

第一學期 自四月三十一日

第二學期 自七月三十一日

第三學期 自十月三十一日

第四學期 自一月三十一日

第五學期 自三月三十一日

第六學期 自五月三十一日

第七學期 自七月三十一日

第八學期 自九月三十一日

第九學期 自十一月三十一日

第十學期 自十二月三十一日

第十一學期 自一月三十一日

第十二學期 自三月三十一日

第十三學期 自五月三十一日

第十四學期 自七月三十一日

第十五學期 自九月三十一日

第十六學期 自十一月三十一日

第十七學期 自十二月三十一日

第十八學期 自一月三十一日

第十九學期 自三月三十一日

第二十學期 自五月三十一日

第二十一學期 自七月三十一日

第二十二學期 自九月三十一日

第二十三學期 自十一月三十一日

第二十四學期 自十二月三十一日

第二十五學期 自一月三十一日

第二十六學期 自三月三十一日

第二十七學期 自五月三十一日

第二十八學期 自七月三十一日

第二十九學期 自九月三十一日

第三十學期 自十一月三十一日

第三十一學期 自十二月三十一日

第三十二學期 自一月三十一日

第三十三學期 自三月三十一日

第三十四學期 自五月三十一日

第三十五學期 自七月三十一日

第三十六學期 自九月三十一日

第三十七學期 自十一月三十一日

第三十八學期 自十二月三十一日

第三十九學期 自一月三十一日

第四十學期 自三月三十一日

第四十一學期 自五月三十一日

第四十二學期 自七月三十一日

第四十三學期 自九月三十一日

第四十四學期 自十一月三十一日

第四十五學期 自十二月三十一日

第四十六學期 自一月三十一日

第四十七學期 自三月三十一日

第四十八學期 自五月三十一日

第四十九學期 自七月三十一日

第五十學期 自九月三十一日

第五十一學期 自十一月三十一日

第五十二學期 自十二月三十一日

第五十三學期 自一月三十一日

第五十四學期 自三月三十一日

00232

第二學期 自八月三十一日

第三學期 自十一月三十一日

第十七條 國民學校令施行規則第四十四條第三號ニ規定スル授業ヲ行ハザル日及其ノ日數ハ左ノ如シ

一 氏神祭日 二日以内

二 夏季ニ於テ授業ヲ行ハザル日 自七月二十日 至八月二十日

三 冬季ニ於テ授業ヲ行ハザル日 自十二月二十六日 至翌年一月八日

四 學年末ニ於テ授業ヲ行ハザル日 自三月二十五日 至三月三十一日

五 農繁期ニ於テ授業ヲ行ハザル日 三十日以内

前項第二號及第三號ハ學校長ニ於テ知事ノ認可ヲ受ケ其ノ時期ヲ變更シ若ハ其ノ日數ヲ通算シタル範圍内ニ於テ之ヲ増減スルコトヲ得

學年ニ依リ第一項第二號乃至第五號ヲ變更セントストキハ其ノ事由及期間ヲ定メテ學校長ニ於テ認可ヲ受クベシ

第一項第五號ハ其ノ期間、學年及指導計畫ヲ具シ認可ヲ受クベシ

第四章 設備

第十八條 市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ校舍若ハ校地内ニ於ケル建築物ノ新築、増築、改築、移轉、模様替取毀、大修繕又ハ校地、體操場若ハ實習地ノ増減ヲ爲サントストキハ左ノ事項ヲ具シ申請スベシ

一 校地及建造物配置圖(二百分ノ一ノ縮圖トシ方位、總坪數、屋外體操場ノ區劃及坪數、高低、排水並ニ附近ノ地形情況等ヲ記入スベシ)

二 建物圖(校地、體操場若ハ實習地ノ場合ハ之ヲ缺ク)イ 各階平面圖(百分ノ一ノ縮圖トシ各室ノ長幅、名稱、窓、出入口、階段、便所ノ區劃、廊下、昇降口ヲ詳記シ増築及模様替ノ場合ハ朱線ヲ以テ其ノ區別ヲ明ニスベシ)

ロ 斷面圖(二十分ノ一ノ縮圖)ハ 床伏圖(階上階下共百分ノ一ノ縮圖)ニ 小屋伏圖(百分ノ一ノ縮圖)ホ 軸組圖(百分ノ一ノ縮圖)ト 立面圖(百分ノ一ノ縮圖)其他主要部詳細圖(二十分ノ一ノ縮圖)

三 經費總額

四 設計書

五 各學年男女別在籍兒童數

六 着手及竣工ノ期日

七 收支豫算書

起債ノ爲シタルトキハ第一項ニ依ルノ外起債年度、起債金額起債ノ目的、償還ノ方法並ニ償還年次表ヲ記載シタル負債調書ヲ具スベシ

認可ヲ受ケタル後校舍又ハ校地内ノ建築物ノ設計又ハ着手及竣工ノ期日ヲ變更セントストキハ其ノ事由ヲ具シ認可ヲ受クベシ

第十九條 他ノ建物ヲ以テ便宜校舍ニ充用セントストキハ第一條第三號乃至第五號並ニ第十九條第二號ノ平面圖及第五號ノ

兒童數ヲ具シ且其ノ期間ヲ定メテ知事ノ認可ヲ受クベシ  
 第二十條 學校ニハ宿直ノ設備ヲ爲シ且土地ノ情況ニ依リ職員ノ住宅ヲ設クベシ  
 第二十一條 國民學校ニ於テ備フベキ帳簿ハ左ノ如シ

- 一 御影及勅語詔書謄本臺帳
- 二 御影奉拜簿
- 三 國民學校ニ關係アル法令
- 四 令達綴
- 五 學籍簿
- 六 學校沿革誌
- 七 修了證書臺帳
- 八 備品臺帳
- 九 職員名簿
- 十 職員履歷書
- 十一 統計書類
- 十二 學校規程
- 十三 施設要項
- 十四 授業細目
- 十五 兒童賞罰錄
- 十六 兒童成績考査書類
- 十七 兒童身體發育關係書類
- 十八 學校日誌
- 十九 學校醫學校齒科醫執務日誌
- 二十 往復文書綴
- 二十一 文書收受發送簿
- 二十二 指示事項錄

二十三 職員出張命令簿  
 二十四 職員出勤簿  
 二十五 兒童出席簿  
 二十六 缺席兒童督促簿  
 二十七 諸願屆書綴  
 二十八 宿直日誌  
 二十九 中等學校入學志願者報告書控綴  
 前項ノ帳簿中第一號乃至第十號ハ無期保存トシ他ハ三年以上適宜之ヲ保存スベシ 但シ往復書類其ノ他ニシテ事ノ輕易ナルモノハ事件完結後即時棄却スルコトヲ得

第五節 就學  
 第二十二條 國民學校令施行規則第六十七條ニ規定スル學齡簿ハ男女ヲ分テ生年月日ノ順序ニ記載スベシ  
 第二十三條 市町村長ハ學齡簿ヲ毎年四月關係國民學校ノ學籍簿ト對照シ學年ヲ欄外ニ記入スベシ  
 第二十四條 市町村長ハ學齡簿ヲ毎年四月末現在ニ於テ整理シ別記第五號様式及第六號様式ニ依リ翌月末日迄ニ知事ニ報告スベシ  
 第二十五條 國民學校令施行規則第七十條ノ規定ニ依リ關係學校長ニ通知ヲ爲サントスルトキハ左ノ事項ヲ具スベシ  
 一 兒童生年月日、住所  
 二 保護者ノ氏名、住所、職業及兒童トノ關係  
 第二十六條 就學スベキ兒童ノ保護者ニシテ國民學校令施行規則第六十九條第二項但書ニ規定スル申立及同第七十二條ニ規定スル就學義務ノ免除又ハ猶豫ニ關シ願出ヲ爲サントスルトキハ二月十五日迄ニ其ノ手續ヲ爲スベシ但シ期日以後ニ於テ其

第六章 免許狀及檢定

ノ事由ヲ生ジタルトキハ其ノ都度之ヲ爲スベシ  
 第二十七條 國民學校令第九條第一項ノ規定ニ依リ就學義務ノ免除ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ二月二十五日迄ニ申請スベシ但シ期日以後ニ於テ事由ヲ生ジタルトキハ其ノ都度之ヲ爲スベシ  
 第二十八條 就學ヲ免除又ハ猶豫セラレタル兒童就學シタルトキハ市町村長ハ直ニ其ノ旨知事ニ報告スベシ  
 第二十九條 國民學校令施行規則第七十一條ノ規定ニ依リ入學セシムベキ學校ニ關シ届出ヲ爲サントスルトキハ二月末日迄ニ其ノ手續ヲ爲スベシ  
 第三十條 國民學校令施行規則第八十五條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲スハ修了又ハ退學ノ日ヨリ七日以内トス  
 關係市町村長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ其ノ退學者ニ付イテハ國民學校令施行規則第七十條ニ規定スル手續ヲ爲スベシ  
 國民學校令施行規則第七十條ニ規定スル手續ヲ爲スベシ  
 第三十一條 國民學校令施行規則第八十二條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ就學又ハ出席ノ督促ヲ爲スベシ  
 第三十二條 市町村長ハ缺席兒童督促簿ヲ備ヘ國民學校令施行規則第八十二條ノ規定ニ依リ缺席兒童ノ出席督促又ハ報告ノ手續ヲ爲シ其ノ都度願末ヲ詳記スベシ  
 第三十三條 就學兒童又ハ其ノ同居者中ニ傳染病患者發生シタルトキハ市町村長ハ遲滯ナク關係國民學校長ニ之ヲ通知スベシ  
 第三十四條 國民學校令第十三條ノ規定ニ依リ兒童ノ出席ヲ停止シタルトキハ遲滯ナク知事及市町村長ニ之ヲ報告スベシ  
 之ヲ解除シタルトキ亦同シ

第三十五條 教員ノ試験檢定ハ毎年九月之ヲ施行ス但シ必要アル場合ニ於テハ隨時施行スルコトアルベシ  
 第三十六條 試験檢定ノ期日場所等ハ其ノ都度之ヲ公示ス  
 第三十七條 試験ニ合格セザルモ其ノ科目中成績佳良ナルモノアルトキハ證明書ヲ授與ス  
 第三十八條 教員免許狀ノ書式ハ別記第七號様式ニ依ル  
 第三十九條 第三十七條ノ規定ニ依リ授與スベキ證明書ノ書式ハ別記第八號様式ニ依ル  
 第四十條 檢定ヲ受ケントスル者ハ願書ニ履歷書及身體檢査書ヲ添附シ居住地市町村長ヲ經由シ知事ニ願出ヅベシ 但シ無試験檢定ヲ受ケントスル者ニシテ國民學校令施行規則第九十七條第二號第四號乃至第六號該當者ニ在リテハ卒業成績表又ハ合格證書寫、同百四條該當者ニ在リテハ卒業成績表、看護婦免許狀寫及國民學校訓導免許狀寫、第七號該當者ニ在リテハ各科目別學力補習時間數ヲ明カニセル履歷書ニ通テ添附スルヲ要ス  
 第四十一條 市町村長前條ノ願書ヲ受理シタルトキハ國民學校令施行規則第九十四條第一號第二號ニ該當セザル者ナリヤ否ヤヲ調査シ之ヲ證明スベシ  
 第四十二條 願書、履歷書、身體檢査書及卒業成績表ハ別記第九號様式ニ依ル  
 第四十三條 國民學校令施行規則第九十一條ノ規定ニ依リ免許狀ノ書換又ハ再渡ヲ出願セントスルトキハ書換ノ場合ニ在リテハ其ノ事由ヲ具シ戸籍抄本、當該免許狀ヲ添附シ再渡ノ場合ニ在リテハ其ノ事由及免許狀ノ種類ヲ具スベシ

第四十四條 檢定手數料ハ訓導金參圓准訓導金貳圓トシ免許狀ノ書換又ハ再渡ノ手數料ハ金壹圓トス  
 檢定手數料及免許狀書換又ハ再渡手數料ハ願書ニ添附スベシ本縣内ノ市町村ニ於テ手數料ヲ受領シタルトキハ願書ニ手數料納入済ノ證印ヲ捺印シテ進達スベシ但シ既納ノ手數料ハ如何ナル事由ニ因ルモ之ヲ還附セズ

第七章 職 員

第四十五條 公立學校職員官等等級令第五條ノ二又ハ國民學校令施行規則第九條第二項ノ規定ニ依リ國民學校職員ノ進退ニ關シ知事ニ具狀セントスルトキハ其ノ事由、氏名、職名、勤務ノ種別並ニ俸給額ヲ具スベシ

第四十六條 國民學校長ハ當該學校職員ノ進退並ニ增俸ニ關シ知事ニ内申スルコトヲ得

第四十七條 國民學校職員陸海軍現役ニ服シ又ハ戰爭又ハ戰爭ニ準ズベキ事變ニ際シ召集セラレタルトキハ其ノ年月日、所屬部隊及官等給與ヲ具シ學校長ニ於テ知事ニ報告スベシ其ノ異動ヲ生ジ又ハ事故止ミタルトキ亦同ジ

第四十八條 國民學校職員死亡シタルトキハ學校長、管理者連署ヲ以テ其ノ年月日及遺族ノ住所氏名ヲ具シ戸籍謄本ヲ添附シテ知事ニ届出ツベシ

第四十九條 國民學校職員ニシテ公立學校職員分限令第八條第一項第四號第六號ノ規定ニ依リ休職ヲ命ゼラレタル者其ノ休職期間内ニ於テ事故止ミタルトキハ學校長ニ於テ其ノ旨知事ニ届出ツベシ但シ第五十三條第二號ニ規定スル傷病者ハ疾病ノ場合ニ於ケル休職者ニ付イテハ醫師ノ診斷書ヲ添附スルヲ要ス

第五十條 國民學校准訓導又ハ助教ノ懲戒ハ文官懲戒令第二條乃至第五條ノ規定ヲ準用ス

第五十一條 國民學校准訓導又ハ助教左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ職ヲ免ズルコトヲ得

一 公立學校職員分限令第三條第一項各號ニ該當スルトキ  
 二 教員養成ヲ目的トスル官立府縣立ノ學校ニ入學スルトキ  
 三 教育上又ハ事務上必要ナルトキ

第五十二條 國民學校准訓導又ハ助教左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス

一 公立學校職員分限令第四條ニ該當スルトキ  
 二 休職期間滿了シタルトキ  
 三 免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケタルトキ  
 四 陸海軍現役ニ服シタルトキ

第五十三條 國民學校准訓導左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命ズルコトヲ得

一 公立學校職員分限令第八條第二項第一號乃至第五號ニ該當スルトキ

二 傷病ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘザルトキ

第五十四條 前條ノ休職期間ハ一年トス但シ教員養成ヲ目的トスル官立府縣立ノ學校ニ入學シタル場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙三月トス

第五十五條 休職者ハ職務ニ從事セズ及俸給ヲ減セラレ又ハ之ヲ受ザルノ外總テ在職者ト異ナルコトナシ

第五十六條 學校長ハ職員ノ授業擔任ヲ定ムベシ

第五十七條 學校長ハ職員ニ對シ授業以外ノ事務ヲ分掌セシムルヲ要ス

コトヲ得

第五十八條 學校長ハ學校規程及執務上必要ナル諸規則ヲ設クベシ

第五十九條 學校長事故アルトキハ教頭又ハ上席職員其ノ職務ヲ代理ス

第六十條 國民學校職員出勤シタルトキハ出勤簿ニ捺印スベシ

第六十一條 國民學校男子職員ハ宿直スベシ但シ特別ノ事由アル場合ハ知事ノ認可ヲ受ケ宿直セザルコトヲ得

第六十二條 學校長國民學校令施行規則第八條但書ノ規定ニ依リ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ地域外居住ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由、通勤里程及所要時間數ヲ具シ申請スベシ

第六十三條 國民學校職員出產ノ爲休養セントスルトキハ醫師ノ診斷書又ハ産婆ノ證明書ヲ添附シテ其ノ日數ヲ具シ知事ニ届出ツベシ

前項ノ休養期間ハ左ノ如シ

一 醫師ノ診斷書又ハ産婆ノ證明書ニ依ル分娩豫定日前二週間

二 前號分娩豫定日ヲ超エテ尙分娩セザルトキハ事實分娩アル迄

三 分娩後六週間

第六十四條 國民學校職員缺勤セントスルトキハ其ノ事由及日數ヲ具シ學校長ニ届出ツベシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ缺勤十五日以上ニシタルトキハ知事ニ届

出ツベシ但シ疾病ノ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書ヲ添附スルヲ要ス

第六十五條 國民學校職員忌引セントスルトキハ死亡者ノ氏名、續柄及死亡年月日ヲ具シ學校長ハ知事、職員ハ學校長ニ届出ツベシ

第六十六條 國民學校職員縣外ニ出張セントスルトキハ其ノ事由旅行先、日數及管理者ノ同意ヲ得タル旅費支給見込額ヲ具シ知事ニ願出ツベシ

私事ニ亙リ縣外ニ旅行セントスルトキハ其ノ事由、旅行先及日數ヲ具スベシ

第六十七條 國民學校職員休職、退職、免職、轉任又ハ出向ヲ命ゼラレタルトキハ遲滞ナク學校長又ハ其ノ代理者ニ事務ヲ引繼グベシ但シ引繼ヲ受クル者ナキトキハ管理者ニ引繼グベシ

前項ニ依リ引繼ヲ完了シタルトキハ各當事者連署ノ上學校長ニ在リテハ知事、職員ニ在リテハ學校長ニ報告スベシ

第六十八條 國民學校職員新任、轉任又ハ出向ヲ命ゼラレタルトキハ辭令書受領ノ日ヨリ五日以内ニ赴任スベシ但シ五日以内ニ赴任シ難キ事情アルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ

任地ニ到着シタルトキハ其ノ旨直ニ知事ニ届出ツベシ

第六十九條 國民學校職員ヨリ知事ニ提出スル文書ハ總テ學校長ヲ經由スベシ

第七十條 國民學校職員學校ノ入學又ハ資格ニ關スル受檢ヲ出願セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受クベシ但シ本縣ニ於テ國民學校教員檢定ヲ受クル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第七十一條 國民學校職員本籍又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ事由

及年月日ヲ具シ知事ニ届出ツベシ  
第七十二條 職員執務ノ際ハ所定ノ服裝其ノ他執務上適當ナル服裝ヲ爲スベシ

第八章 俸給旅費及諸給與

第七十三條 國民學校准訓導又ハ助教ノ月俸額ハ別記第十號様式ニ依ル

第七十四條 國民學校准訓導又ハ助教ニシテ一級俸ヲ受ケテ功勞アル者ニハ八十五圓迄漸次増給スルコトヲ得

第七十五條 國民學校職員ニハ慰勞金ヲ支給ス  
前項ノ場合ニ在リテハ學校長ニ於テ相當金額ヲ定メ管理者ノ意見書ヲ添附シテ知事ニ内申スベシ

第七十六條 國民學校職員ニシテ宿直スル者ニハ賄料ヲ支給ス  
第七十七條 國民學校職員ニハ住宅料ヲ支給ス其ノ金額ハ管理者ニ於テ之ヲ定ムベシ但シ學校所在ノ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ地域内ニ其ノ住宅ヲ有スル者及市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ住宅ノ給與ヲ受クル者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第七十八條 本章ニ規定シタル事項ノ外國民學校准訓導又ハ助教ノ俸給旅費其ノ他諸給與並ニ其ノ支給方法ニ關シテハ總テ國民學校訓導ノ例ニ依ル

第九章 授 業 料  
第七十九條 國民學校令第三十六條第二項ノ規定ニ依リ授業料ヲ徵收セントストキハ其ノ事由並ニ左記事項ヲ具シ申請スベシ

一 收支豫算書及最近年度決算書  
二 授業料總額及兒童一人月額

三 徵收方法  
國民學校令施行規則第百十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントストキハ其ノ事由及授業料一人月額並ニ其ノ期間ヲ定メテ申請スベシ  
前二項ニ依ル授業料ノ徵收ヲ止メタルトキハ遲滞ナク知事ニ報告スベシ

第十章 國民學校ニ類スル各種學校

第八十條 國民學校ニ類スル各種學校ニ關シテハ本令ノ規定ヲ準用ス

附 則

第八十一條 本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八十二條 本令施行ノ際現ニ市町村立小學校准訓導又ハ代用教員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ國民學校准訓導又ハ助教ニ同俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

第八十三條 本令施行ノ際現ニ市町村立小學校訓導、准訓導又ハ代用教員ノ職ニ在ルモノニシテ國民學校令第五十五條第二項又ハ前條ノ規定ニ依リ國民學校訓導、准訓導又ハ助教ニ任ゼラレタルモノハ當該國民學校ノ訓導、准訓導又ハ助教ニ補セラレタルモノトス

第八十四條 大正三年三月鳥取縣令第十一號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第一號様式

何國民學校學級編制表

學 級	學 年	男	女	合計	教室ノ坪數
-----	-----	---	---	----	-------

合計	第一學級		第二學級		第三學級	
	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同

第二號様式

修了證書  
國民學校高等科ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス  
特修

鳥取縣何郡何國民學校長位勳爵 氏 名 印  
年 月 日 氏 名 印  
年 月 日 氏 名 印  
年 月 日 氏 名 印

第三號様式

修業證書  
國民學校高等科第何學年ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス  
特修

鳥取縣何郡何國民學校長位勳爵 氏 名 印  
年 月 日 氏 名 印  
年 月 日 氏 名 印  
年 月 日 氏 名 印

第四號様式

學習證書  
國民學校高等科ノ課程ヲ何箇年間學習セシコトヲ證ス  
特修

鳥取縣何郡何國民學校長位勳爵 氏 名 印  
年 月 日 氏 名 印  
年 月 日 氏 名 印  
年 月 日 氏 名 印

第五號様式

何市町村學齡兒童調查表

昭和何年四月末日現在

合 計	前學年以前就學ノ始期ニ達シタル者		本學年就學ノ始期ニ達シタル者		合 計	初 等 科	高 等 科	其 他	合 計	不 就 學	引 續 猶 豫	就 學 未 定	總 計							
	女	男	女	男																
						一	二	三	四	五	六	一	二	其 他	計 合	免 除 猶 豫	引 續 猶 豫	就 學 未 定	總 計	
						年	年	年	年	年	年	年	年	他	計	癩 白 癩 風	疾 癱 具 不	至 不 發 又 病 完 育 ハ 弱	者 席 キ 引 續 出 免 除 者 續 ノ 手 中 計	計 總

備考 就學未定中引續キ出席セザル者トハ前年度ノ始ヨリ其ノ年四月末日ニ至ル迄出席セザル者ヲ云フ

第六號様式

何市町村就學未定兒童調查表

昭和何年四月末日現在

兒童氏名	兒 童	保 護 者	就 學 未 定	備 考
	生年月日	氏 名	ノ 事 由	

初等科准訓導ニ授與スルモノ

國民學校教員免許狀

右ハ試験(無試験)檢定ニ依リ國民學校初等科准訓導タルコトヲ免許ス

氏 年 月 日生

第七號様式

國民學校訓導、國民學校初等科訓導、國民學校訓導、國民學校

00240

00239

國民學校專科訓導ニ授與スルモノ

國民學校教員免許狀

氏 年 月 日生

何 科 何 科

右ハ試験(無試験)檢定ニ依リ前項ノ學科目ニ付國民學校專科訓導タルコトヲ免許ス

年 月 日

鳥 取 縣

養護訓導ニ授與スルモノ

國民學校養護訓導免許狀

氏 年 月 日生

師範學校卒業者ニ授與スルモノ

國民學校教員免許狀

鳥取縣師範學校卒業生 氏 年 月 日生

右ハ國民學校訓導タルコトヲ免許ス

年 月 日

鳥 取 縣

第八號様式

證 明 書

何科 何科中何科目

氏 年 月 日生

右ハ試験(無試験)檢定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス

氏 年 月 日生

記載注意

書體ハ楷書ニテ辭令面ノ通記載スベシ(業務、學業等ニ區分セズ總テ辭令ヲ受ケタル年月日ノ順ニ依リ記スベシ)氏名ニハ振假名ヲ要ス

身體検査書

住所

氏名

年月日生

一體質(強健、中等、薄弱ノ三等ニ區別スベシ)

一體格(身長、胸圍)

榮養(可、要注意ノ二等ニ區別スベシ)

視力及屈折狀態(右)視力ハ萬國式試視力表ニ付兩眼ヲ各別ニ検査シ裸眼視力ヲ記入スベシ(七以上ナルヲ正視トス)

(左)屈折機能ノ異常アルモノニハ其ノ種別ヲ記シ(正視、近視、遠視、老眼、斜視、弱視、失明等モ兩眼ヲ各別ニ記入スベシ)

色神(其ノ異常アルモノニ付何色盲又何色弱ヲ區別スベシ)

眼疾(障害ノ有無ヲ検査スベシ)

耳疾(障害ノ有無ヲ検査スベシ)

何科 何科中何科目

右 教員試験檢定ニ於テ前記ノ學科目成績佳良ナルコトヲ證ス

年 月 日

縣 印

鳥取縣

第九號様式

檢定願

私儀國民學校(本科訓導、初等科訓導、本科准訓導、專科訓導、初等科准訓導、養護訓導)志願ニ付試驗(無試驗)御檢定相受度別紙履歷書、身體検査書卒業成績表及檢定手數料何圓相添(此段相願候也)

住所

縣知事宛

履歷書

本籍

現住所

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

鳥取縣告示第三百七十一號

昭和十六年四月二十二日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度鳥取縣歳入歳出追加豫算ノ要領左ノ通  
昭和十六年五月九日

告示

細菌學的検査等ノ成績ヲ記スベシ  
一 神經系(中樞並ニ末梢神經ニ障害ノ有無ヲ記スベシ)  
一 皮膚(主トシテ傳染性皮膚病ノ有無ヲ記スベシ)  
一 言語(明朗、吃訥、腹聲等ヲ記スベシ)  
一 四肢運動障害ノ有無(體操、遊戲、競技等ヲ行フニ當リ障害ノ有無ヲ記スベシ)  
一 既往現在ノ腦疾患、肺肋膜炎、脚氣、持疾、心臟病、淋巴腺腫等ノ疾患及現在ノ創疾患並ニ顯著ナル傷創、畸形ニ付記スベシ但シ肺臟又ハ氣管ノ疾患ナルトキハ結核性ナリヤ否ヤヲ明記スベシ  
右検査候處相違無之候也  
検査何學校醫又ハ開業醫 氏名 印  
卒業成績表

Table with columns for 學科目, 身修國語, 均平操行, 卒業者全數, 績順位, 備考. Includes a section for 第十號様式 with 職名 and 准助訓導.

Table with columns for 職名, 一級, 二級, 三級, 四級, 五級, 六級, 七級. Includes 准助訓導 and 教導.

昭和十六年度鳥取縣歳入歳出追加豫算  
歳入 經常部  
鳥取縣知事 入 田 三 郎  
第七款 使用料及手數料 二、四〇〇圓  
第二項 手 數 二、四〇〇圓  
第九款 雜 收 入 二五、三八九圓

第七項 過年度收入	二四、七四三
第八項 雜入	六四六
歲入經營部計	二七、七八九
第一款 繰越金	一六、二四三
第二款 國庫補助金	一六、二四三
第一款 土木費補助金	五九七、〇六二
第二款 教育費補助金	四〇四、三三三
第三款 勸業費補助金	六、〇〇〇
第四款 社會事業費補助金	一七六、八四〇
第五款 附屬金	九、八八九
第六款 寄附金	三七、九四四
第七款 歲入臨時部計	三二、六六七
歲入合計	一、〇八五、九三八
第三款 職員給費	二、八九五
第一款 俸給	二、八〇五
第二款 職給	一八〇
第七款 教育費	七〇〇
第十款 勸業費	七〇〇
經常部	三、三七二

第七項 蠶業試驗場費	六四六
第十四項 產業獎勵費	二、七二六
第十二項 社會教育費	七、八〇〇
第一項 青年學校教員養成所費	六、八〇〇
第三項 社會教育諸費	一、〇〇〇
歲出經營部計	一四、八五七
第一款 土木費	七六三、〇〇〇
第四項 道路防除費	一、二六、〇〇〇
第九項 砂防費	四五〇、〇〇〇
第十項 災害防除施設費	八七、〇〇〇
第三項 勸業費	八、九〇二
第一項 勸業費	八、九〇二
第三十四款 事業費	八七、一四三
第四項 勸業費	八七、一四三
第三十五款 縣費	五八、五二〇
第一項 元金償還費	五六、〇〇〇
第二項 元金償還費	二、五二〇
第五十一款 紀元二千六百年記念事業費	八、二四〇
第二項 記念出版費	八、二四〇
第五十四款 傷痍軍人保護費	七、九〇〇
第一項 傷痍軍人保護費	七、九〇〇
第五十五款 災害荒廢林地復舊事業費	一八、五〇〇
第一項 災害荒廢林地復舊事業費	一八、五〇〇
第五十六款 早害防止農用公共施設補助費	八二、五五六
第一項 百町步未滿施設補助費	七五、三九二

第二項 百町步以上五町步未滿施設補助費 七、一六四  
 第五十七款 米穀増産施設耕地事業費 二七、二二四  
 第一項 米穀増産施設耕地事業費 二七、二二四  
 第五十八款 臨時桑園開田耕地事業費 九、一〇六

第一項 臨時桑園開田耕地事業費 九、一〇六  
 歲出臨時部計 一、〇七一、〇八一  
 歲出合計 一、〇八五、九三八

鳥取縣告示第三百七十二號

西伯郡宇田川村中西尾 西伯郡宇田川村大字中西尾 組合長 森 田 福 藏

西伯郡宇田川村大字中西尾 組合長 森 田 福 藏  
 西伯郡宇田川村大字中西尾 組合副長 森 田 定 彦

鳥取縣告示第三百七十三號

府縣道鳥取岡山線中左ノ通其ノ道路ノ區域ヲ變更シ變更道路ハ改築シタル道路ノ地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ昭和十六年五月一日ヨリ供用ヲ開始ス  
 但シ不用ニ歸シタル道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス  
 昭和十六年五月九日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第三百七十四號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ左ノ區域内ニ於テ飼養スル生後三ヶ月以上ノ畜牛並ニ馬ニ對シ炭疽豫防注射ヲ施行ス依テ右畜牛及馬  
 八頭郡國英村大字釜口字代田四百四十二番地先ヨリ  
 同所字西土居三百番地先ニ至ル  
 同所字西土居三百番地ニ至ル



00245

ノ所有者又ハ管理者ハ所定ノ日時及場所ニ牽付クベシ  
昭和十六年五月九日

注射月日	注射場所	鳥取縣知事	注射區域	牽付時刻
五月十五日	岩美郡面影村役場	入田三郎	岩美郡面影村	自午前九時 至午前十一時
同 十六日	鳥取市舊美保檢診場		鳥取市ノ内舊美保村	自午前九時 至午前十一時
同 十七日	鳥取市吉方町畜産組合		鳥取市ノ内吉方町	自午後一時 至午後四時
同 十八日	鳥取市舊稻葉檢診場		鳥取市ノ内舊稻葉村	自午前九時 至午前十一時
同 十八日	鳥取市濱坂新田		鳥取市ノ内濱坂	自午後一時 至午後四時
同 十八日	鳥取市賀露河原		鳥取市ノ内賀露	自午後二時 至午後三時

◇鳥取縣告示第三百七十五號

入頭郡畜産組合船岡定期牛馬市場業務規程左ノ通變更ノ件認可セリ  
昭和十六年五月九日

鳥取縣知事 入田三郎

一 船岡定期牛馬市場業務規程

第三條中「二月三月四月五月及七月八月九月十月十二月ハ毎月八日十八日二十八日六月ハ八日十八日二十九日三十日十一月ハ八日十八日十九日二十日」トアルヲ  
「毎月七日十七日二十七日」ニ變更ス

◇鳥取縣告示第三百七十六號

因伯牛犢生產檢査規則第一條ニ依リ生產檢査ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十六年二月二十八日迄ニ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢査所ニ牽付クベシ  
昭和十六年五月九日

鳥取縣知事 入田三郎

00246

檢査期日	檢査場所	檢査區域	牽付時間
五月十二日	西伯郡光德村檢診所	光德村一圓	午前十時
同 十三日	餘子村役場	餘子村、上道村一圓	同
同 十四日	名和村檢診所	名和村、御來屋町一圓	同
同 十五日	大篠津村檢診所	大篠津村、中濱村、和田村	同
同 十六日	庄内村檢診所	庄内村一圓	同
同 十五日	上長田村役場前	上長田村一圓	同
同 十六日	所子村家畜市場	所子村一圓	同
同 十六日	東長田村役場前	東長田村一圓	同
同 十六日	大山村飯戶	大山村ノ内種原、飯戶	同
同 十七日	法勝寺家畜市場	法勝寺村一圓	同
同 十七日	大山村坊領	大山村ノ内宮内、坊領、佐摩	同
同 十九日	大國村檢診所	大國村一圓	同
同 十九日	大山村豊房	大山村ノ内今在家前、豊房	同
同 二十日	天津村檢診所	天津村一圓	同
同 二十日	高麗村檢診所	高麗村一圓	同
同 二十一日	賀野村檢診所	賀野村一圓	同
同 二十一日	宇田川村檢診所	宇田川村一圓	同
同 二十二日	手間村檢診所	手間村一圓	同
同 二十二日	大和村檢診所	大和村一圓	同
同 二十三日	幡郷村檢診所	幡郷村一圓	同
同 二十四日	日吉津村檢診所	日吉津村一圓	同
同 二十四日	五千石村檢診所	五千石村一圓	同
同 二十四日	巖村檢診所	巖村一圓	同





規 格	分 類	單 立	位 三 六 立	備 考
二號	同	一、五六〇	五、六二〇	
三號	同	三、〇九〇	一、一一〇	
外一號	同	二、二三〇	八、〇三〇	
外B一號	同	一、六四〇	五、九〇〇	
外二號	同	一、六四〇	五、九〇〇	
外三號	同	一、七四〇	五、九〇〇	
外四號	同	一、八四〇	六、四一〇	
外五號	同	二、七三〇	九、八三〇	
外六號	同	三、八二〇	一三、七五〇	
外七號	同	三、八二〇	一三、七五〇	
外八號	同	三、六九〇	一三、二八〇	

鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格

四機 械 油

規 格	分 類	單 立	位 三 六 立	備 考
一號	マシ ン油	二、七二〇	九、七九〇	
二號	同	一、八九〇	六、八〇〇	
三號	同	一、六六〇	五、九八〇	
一號	スピ ンドル 油	一、六一〇	五、八八〇	
二號	同	三、二八〇	一、八一〇	
三號	同	三、〇〇〇	一〇、八〇〇	
二號	同	二、三六〇	八、五〇〇	
一號	同	一、九四〇	六、九八〇	
三號	同	一、八九〇	六、四八〇	
二號	同	一、九七〇	七、〇九〇	
一號	同	一、六九〇	六、〇八〇	
二號	同	一、五三〇	五、五一〇	
三號	同	三、三三〇	一、九九〇	
四號	同	三、四八〇	一一、五三〇	
五號	同	三、六三〇	一三、〇七〇	
六號	同	三、七八〇	一三、六一〇	
七號	同	三、九三〇	一四、一五〇	
八號	同	四、二三〇	一五、二三〇	
九號	同	四、三八〇	一五、七七〇	

鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格

同八號	同	四、五四〇	一六、三四〇
同九號	同	四、六九〇	一六、八八〇
乙一號	同	三、〇〇〇	一〇、八〇〇
同二號	同	三、三〇〇	一一、八八〇
同三號	同	三、六一〇	一三、〇〇〇
同四號	同	三、九一〇	一四、〇八〇
一號	ダイナモ油	二、六〇〇	九、三六〇
二號	同	三、三六〇	一一、一〇〇
一號	冷凍機油	三、六六〇	一二、一八〇
二號	同	三、八一〇	一三、七二〇
三號	同	三、九六〇	一四、二六〇
一號	シリンドー油	二、六五〇	九、五四〇
二號	同	三、四六〇	一一、四六〇
三號	同	四、二一〇	一五、一六〇
四號	同	四、五一〇	一六、二四〇
五號	同	五、二九〇	一九、〇四〇
六號	同	五、七四〇	二〇、六六〇

鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格

規格分類

單位

備

考

陸上一號	同	七九、六九〇	二、八七〇
陸上二號	同	六三、三九〇	二、二八〇

海上二號	同	六三、三九〇	二、二八〇
海上二號	重油	七四、〇九〇	二、六七〇

六 前各表ニ掲グル規格分類ハ石油共販株式會社ノ定ムル所ニ依ルモノトス  
 七 前各表ニ掲グル價格ハ買主店先又ハ倉庫渡價格トス  
 八 小賣業者ヘノ受渡ノ場合小賣業者店先ヲ經由セザルモノニ關シテハ左記ニ依ルモノトス

(イ) 鳥取縣石油販賣株式會社倉庫ヨリ需要家ヘ直送セラレタルモノニ關シテハ鳥取縣石油販賣株式會社倉庫ヲ以テ鳥取縣石油販賣株式會社ノ小賣業者ヘノ受渡場所トス

(ロ) 鳥取縣石油販賣株式會社ノ仕入先 (石油共販ライ社及ス社) ヨリ需要家ノ最寄レール渡又ハ着沖渡トシテ直送シタルモノニ關シテハ其ノ受渡場所ヲ以テ鳥取縣石油販賣株式會社ヨリ小賣業者ヘノ受渡場所トス

(ハ) 前項(ロ)ノ仕入先ニ於テ需要家又ハ小賣業者迄持届ケタルモノニ關シテハ其ノ持届場所ヲ以テ鳥取縣石油販賣株式會社ノ小賣業者ヘノ受渡場所トス

九 容器貸ニシテ販賣スル場合ノ容器貸期間及其ノ期間經過後ノ賃貸料

(イ) 賃貸期間  
 鳥取縣石油販賣株式會社ヨリ小賣業者ヘ賃貸ノ場合 三〇日  
 小賣業者ヨリ需要家ヘ賃貸ノ場合 二〇日

(ロ) 指定賃貸期間經過後ノ賃貸料

(イ) ニ掲グル賃貸期間ヲ超テ買主ガ容器ヲ返還セザル場合

鳥取縣石油販賣株式會社ヨリ小賣業者ヘ賃貸ノ場合  
 ドラム罐 一本ニ付 一ヶ月毎ニ 一圓〇〇  
 十立罐 一本ニ付 一ヶ月毎ニ 一〇〇  
 但一ヶ月未滿ノ場合ハ一ヶ月分ト看做ス

鳥取縣告示第三百七十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル絹洋服地ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年五月九日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

小賣業者ヨリ需要家へ貸貸ノ場合  
 ドラム罐 一本ニ付 二十日毎ニ 一圓〇〇  
 一八立罐 一本ニ付 二十日毎ニ 一〇〇  
 但二十日未滿ノ場合ハ二十日ト看做ス  
 (參 照)

絹洋服地販賣價格  
 規格番號 加工種別 生産者販賣價格 (單位一碼) 卸賣業者販賣價格 小賣業者販賣價格

第一號	先染物	五、八五	六、三九	七、八八
第二號	同	六、二七	六、八五	八、四四
第三號	同	五、二七	五、七六	七、一〇
第四號	同 (セリシン定着)	四、九〇	五、三五	六、六〇
第五號	同	四、三二	四、七二	五、八二
第六號	同	二、七八	三、〇四	三、七四
第七號	同	三、六四	二、九七	四、八九
第八號	同	四、三三	四、七四	五、八四
第九號	同 (セリシン定着)	六、〇九	六、六六	八、二一
第一〇號	同	六、一二	六、六九	八、二四
第一一號	同	四、六〇	五、〇三	六、二〇

第一二號	同	二、九七	三、二四	四、〇〇
第一三號	同	一、〇二	一一、四一	八、七九
第一四號	後精練漂白物	一、〇五	一一、四一	八、七九
第一五號	先精練漂白物	一、三〇	一一、五二	八、八〇
第一六號	後精練漂白物	一、五〇	一一、五二	八、八〇
第一七號	先精練漂白物	一、七〇	一一、五二	八、八〇
第一八號	後精練漂白物	四、七四	五、五二	六、六二
第一九號	先精練漂白物	四、七四	五、五二	六、六二
第一〇號	後精練漂白物	四、五七	五、三〇	六、四七
第一〇號	先精練漂白物	四、五七	五、三〇	六、四七
第二〇號	後精練漂白物	三、三二	三、五二	四、四二
第二〇號	先精練漂白物	三、三二	三、五二	四、四二
第二一號	後精練漂白物	三、〇二	三、三〇	四、〇三
第二一號	先精練漂白物	三、〇二	三、三〇	四、〇三
第二二號	後精練漂白物	二、五七	二、八六	三、六四
第二二號	先精練漂白物	二、五七	二、八六	三、六四
第二三號	後精練漂白物	二、三三	二、五二	三、四〇
第二三號	先精練漂白物	二、三三	二、五二	三、四〇
第二四號	後精練漂白物	二、一五	二、三六	三、二二
第二四號	先精練漂白物	二、一五	二、三六	三、二二
第二五號	後精練漂白物	一、九一	二、一四	二、九八
第二五號	先精練漂白物	一、九一	二、一四	二、九八
第二六號	後精練漂白物	一、六七	一、九八	二、八四
第二六號	先精練漂白物	一、六七	一、九八	二、八四
第二七號	後精練漂白物	一、四一	一、六四	二、四六
第二七號	先精練漂白物	一、四一	一、六四	二、四六
第二八號	後精練漂白物	一、一七	一、四一	二、二二
第二八號	先精練漂白物	一、一七	一、四一	二、二二
第二九號	後精練漂白物	〇、九一	一一、一五	二、〇三
第二九號	先精練漂白物	〇、九一	一一、一五	二、〇三
第三〇號	後精練漂白物	〇、五五	〇、七六	一、六九
第三〇號	先精練漂白物	〇、五五	〇、七六	一、六九
第三一號	後精練漂白物	〇、三三	〇、五五	一、四五
第三一號	先精練漂白物	〇、三三	〇、五五	一、四五
第三二號	後精練漂白物	〇、一三	〇、三五	一、二六
第三二號	先精練漂白物	〇、一三	〇、三五	一、二六

00258

第 五 二 號	第 五 一 號	第 四 九 號	第 四 八 號	第 四 七 號	第 四 六 號	第 四 五 號	第 四 四 號	第 四 三 號	第 四 二 號	第 四 一 號	第 三 九 號	第 三 八 號	第 三 七 號
同	同	後 染 物	同	同	先 染 物	同	先 染 物	後 精 練 漂 白 物	先 精 練 漂 白 物	後 精 練 漂 白 物	先 精 練 漂 白 物	同	先 精 練 漂 白 物
一〇、三四	七、九四	八、六三	三、六〇	二、八〇	三、二四	一、七六	一、八〇	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八
一、三〇	八、六八	九、四二	三、九四	三、〇六	三、五四	一、八七	一、二一	一、二一	一、二一	一、二一	一、二一	一、二一	一、二一
一、三〇	一、七〇	一、六三	四、八六	三、七七	四、三七	一、三三	一、四九	一、四九	一、四九	一、四九	一、四九	一、四九	一、四九

00257

第 三 六 號	第 三 五 號	第 三 四 號	第 三 三 號	第 三 二 號	第 三 一 號	第 三 〇 號	第 二 九 號	第 二 八 號	第 二 七 號	第 二 六 號	第 二 五 號	第 二 四 號
後 精 練 漂 白 物	先 精 練 漂 白 物	後 精 練 漂 白 物	先 精 練 漂 白 物	後 精 練 漂 白 物	先 精 練 漂 白 物	後 精 練 漂 白 物	先 精 練 漂 白 物	後 精 練 漂 白 物	先 精 練 漂 白 物	後 精 練 漂 白 物	先 精 練 漂 白 物	後 精 練 漂 白 物
九八一〇	五九一一	四七二八	二一四五	三三二五	四四〇五	四四〇〇	三三〇二	三三〇九	三三〇九	三三〇九	三三〇九	三三〇九
三三三〇	三三三〇	四四三三	二二二二	三三三三	四四四四	四四四四	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三
一〇四七	七七一七	八二二二	四一〇八	五八八八	四八二五	八三三五	三三〇二	三三〇九	三三〇九	三三〇九	三三〇九	三三〇九
三三四〇	三三三三	五六六六	二二二二	三三三三	四四四四	五六六六	四四四四	四四四四	四四四四	四四四四	四四四四	四四四四
九七二〇	三九八一	九四六四	九八七一	三三三三	四四四四	五五五五	〇三〇七	四四四四	四四四四	四四四四	四四四四	四四四四

00250  
00250

第五三號 五、六一 六、一三 七、五五  
 第五四號 五、〇五 五、五一 六、八〇  
 第五五號 四、五二 四、九四 六、〇九  
 第五六號 三、九八 四、三五 五、三六

一 本表價格ハ織物ニ規格番號ヲ表示シタルモノノ價格トス  
 二 本表ニ掲グル品種ノモノニシテ別表規格表ニ掲グル規格以外ノモノノ價格ハ其ノ使用原糸密度及仕上量目ニ付キ品質ノ最モ近似セルモノノ價格ノ一割下ゲトシ近似セルモノノ數箇アル場合ハ價格ノ安キモノノ價格ノ一割下ゲトス  
 三 別表規格表ニ掲グル規格ノモノニシテ其ノ規格ニ定メタル仕上幅及長以外ノモノノ價格ハ當該規格番號ノモノノ價格ノ面積割合ニ依ルモノトス  
 四 強度防水加工ヲ施シタルモノノ價格ハ幅三〇吋長一碼ニ付二〇錢ヲ加算シタル價格トス  
 五 第五三號乃至第五六號ヲ除キ染料物ノ價格ハ先染物ノ價格ノ一割下ゲトス  
 六 第五三號乃至第五六號ヲ除キ染料物ノ價格ハ後染物ノ價格ニ依ルモノトス  
 七 全日本羅紗切賣商業聯合會所屬組合員ガ長一二碼以下ノ切賣販賣ヲ爲ス場合ノ販賣價格ハ小賣業者販賣價格ニ依ルモノトシ一二碼ヲ越ヘテ販賣スル場合ノ販賣價格ハ小賣業者販賣價格ノ一割下ゲトス  
 八 本表價格ハ包裝費及荷造費ヲ含ミ運賃ヲ含マザルモノトス  
 九 本表價格ハ物品稅ヲ含マザル價格トス

絹洋服地規格表

規格番號	經	緯	密度(曲五分間)	緯絲數	幅	仕	長	量目
第一號	生絲三三六中諸撚	生絲五〇四中變撚	本以上	本以上	三〇吋	二五碼	同上	〇四〇 〇四〇 〇四〇 〇四〇 〇四〇
第二號	同 二五二中變撚	同 二二〇同	三七	二五	同上	同上	同上	九四〇
第三號	同 二七五中諸撚	同 三七八中片撚	五六	三一	同上	同上	同上	八七〇
第四號	同 一二六同	同 二七三中諸撚	七七	四〇	同上	同上	同上	八五〇

00260

規格番號	經	緯	密度(曲五分間)	緯絲數	幅	仕	長	量目
第五號	同 一二六同	同 二五一同	八四	四〇	同上	同上	同上	六三〇
第六號	同 四二同	同 一〇五中片撚	一二八	七二	同上	同上	同上	五三〇
第七號	同 一六八同	再整絹絲三五二中變撚	五二	四〇	同上	同上	同上	八三〇
第八號	同 二五二同	絹混紡絲四〇番單絲五本撚	四〇	二〇	同上	同上	同上	九五〇
第九號	同 三七八同	手袖絹絲四三〇中	四〇	五〇	同上	同上	同上	一三二〇
第一〇號	再整絹絲二四〇中變撚	再整絹絲三九二中變撚	四六	三五	同上	同上	同上	一〇〇〇
第一一號	同 三二〇同	同 三二〇同	六三	三四	同上	同上	同上	一三〇〇
第一二號	同 二六〇同	同 三〇〇同	四八	三八	同上	同上	同上	八一〇
第一三號	絹紡絲一四〇番雙絲	絹混紡絲佛一二〇番雙絲	七八	五〇	同上	同上	同上	四九五
第一四號	同	絹紡絲佛一二〇番雙絲	七二	四六	同上	同上	同上	四九五
第一五號	同 佛一二〇番同	同	五七	五一	同上	同上	同上	六一〇
第一六號	絹混紡絲佛二三番雙絲諸撚	絹紡絲四〇番單絲諸撚	六四	四六	同上	同上	同上	一〇五〇
第一七號	同	絹混紡絲佛一二〇番雙絲諸撚	六一	四四	同上	同上	同上	一〇九〇
第一八號	同 一二〇番雙絲	同	八一	三五	同上	同上	同上	八二〇
第一九號	同	同 一二〇番雙絲	七三	四四	同上	同上	同上	六六〇
第二〇號	同	同	五六	四六	同上	同上	同上	五五五
第二一號	同	絹混紡絲四〇番單絲諸撚	七二	三四	同上	同上	同上	六〇〇
第二二號	同	拵紡絲四〇番雙絲二本	八三	三六	同上	同上	同上	八四〇
第二三號	同	スフ絲六〇番雙絲	七二	四二	同上	同上	同上	六七〇
第二四號	絹混紡絲四〇番單絲諸撚	絹混紡絲四〇番單絲諸撚	五〇	三九	同上	同上	同上	八七〇
第二五號	拵紡絲四〇番單絲三本諸撚	拵紡絲四〇番單絲三本諸撚	五〇	三九	同上	同上	同上	一三八〇
第二六號	同 三〇番單絲諸撚	同 三〇番同	二九	二六	同上	同上	同上	九〇〇
第二七號	同 四〇番同	同 四〇番單絲諸撚	五七	三七	同上	同上	同上	九二〇
第二八號	同 四〇番單絲五本撚	同 四〇番單絲諸撚	二三	一五	同上	同上	同上	八一〇



00261

第二九號	同	八〇番双絲	絹混紡糸一三番單絲	九二	四〇	同	同	八五五
第三〇號	同	柞蠶絲一四中	柞蠶絲四五六中變擦	一三一	二四	同	同	一〇〇〇
第三一號	同	柞蠶絲八〇番双絲	同 七〇中	二四	二八	同	同	七四〇
第三二號	同	生絲一〇五中 諸擦	柞蠶絲八〇番双絲	片擦	四五	同	同	六七五
第三三號	同	絹混紡糸四〇番單絲	絹混紡糸四〇番單絲	擦合	四五	同	同	一〇二〇
第三四號	同	柞蠶絲二〇〇	柞蠶絲四〇番單絲	擦合	四〇	同	同	一五四〇
第三五號	同	柞蠶絲四〇番單絲	柞蠶絲三〇番單絲	擦合	四〇	同	同	一五四〇
第三六號	同	柞蠶絲二〇〇	絹混紡糸佛三〇番双絲	擦合	四〇	同	同	一五四〇
第三七號	同	柞蠶絲四〇番單絲	柞蠶絲二〇〇	二重諸擦	二八	同	同	九一〇
第三八號	同	生絲七五中	人絹絲二〇〇	同	三三	同	同	九七〇
第三九號	同	生絲二五二中	生絲二五二中	諸擦	三五	同	同	一三六〇
第四〇號	同	生絲二〇〇番單絲	生絲二〇〇番單絲	諸擦	三五	同	同	一三六〇
第四一號	同	生絲一〇〇番双絲	生絲一〇〇番双絲	同	二五	同	同	九〇〇
第四二號	同	生絲二四〇番双絲	生絲二四〇番双絲	同	二五	同	同	九〇〇
第四三號	同	生絲二四〇番双絲	生絲二四〇番双絲	同	三五	同	同	九〇〇
第四四號	同	生絲二四〇番双絲	生絲二四〇番双絲	同	三五	同	同	九〇〇
第四五號	同	生絲二四〇番双絲	生絲二四〇番双絲	同	三五	同	同	九〇〇
第四六號	同	生絲二四〇番双絲	生絲二四〇番双絲	同	三五	同	同	九〇〇
第四七號	同	生絲二四〇番双絲	生絲二四〇番双絲	同	三五	同	同	九〇〇
第四八號	同	生絲二四〇番双絲	生絲二四〇番双絲	同	三五	同	同	九〇〇
第四九號	同	生絲二四〇番双絲	生絲二四〇番双絲	同	三五	同	同	九〇〇
第五〇號	同	生絲二四〇番双絲	生絲二四〇番双絲	同	三五	同	同	九〇〇
第五一號	同	生絲二四〇番双絲	生絲二四〇番双絲	同	三五	同	同	九〇〇
第五二號	同	生絲二四〇番双絲	生絲二四〇番双絲	同	三五	同	同	九〇〇
第五三號	同	生絲二四〇番双絲	生絲二四〇番双絲	同	三五	同	同	九〇〇
第五四號	同	生絲二四〇番双絲	生絲二四〇番双絲	同	三五	同	同	九〇〇
第五五號	同	生絲二四〇番双絲	生絲二四〇番双絲	同	三五	同	同	九〇〇
第五六號	同	生絲二四〇番双絲	生絲二四〇番双絲	同	三五	同	同	九〇〇

00262

第四五號	同	スフ糸三〇番單糸	同	一七番同	四〇	二六	同	五〇〇
第四六號	同	絹紡糸四〇番同	同	同	五六	二四	同	四六五
第四七號	同	生糸二五二中變擦	生糸二五二中	變擦	三四	三八	一九五	一八〇
第四八號	同	再整絹糸二〇〇中同	再整絹糸四二〇中同	同	五二	四九	同	二六〇
第四九號	同	生糸二一中八本	生糸二一中八本	同	六七	四五	同	二四〇
第五〇號	同	絹紡糸七二番單糸	絹紡糸七二番單糸	同	六七	四五	同	二四〇
第五一號	同	絹紡糸一〇番單糸	絹紡糸一〇番單糸	同	二三	二三	五七	四一八〇
第五二號	同	同	同	一二番同	二六	二五	同	三六四〇
第五三號	同	同	同	七番同	二〇	二九	同	四九三〇
第五四號	同	同	同	同	二〇	二九	同	四九三〇
第五五號	同	同	同	同	二〇	二九	同	四九三〇
第五六號	同	同	同	同	二〇	二九	同	四九三〇

鳥取縣告示第三百八十號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組

- 一 先染物ニハ經絲ト同質ノ無染絲ヲ經絲トシテ耳附ニ二本以上織込ムモノトス
- 二 仕上幅ノ公差ハ上下五%トス
- 三 染色ハ堅牢染トス
- 四 含有水分率ハ一%以内トス

00263

合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス  
 昭和十六年五月九日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

- (イ) 名 稱 西伯郡 伯州棉耕作組合  
米子市
- (ロ) 地 區 西伯郡、米子市一圓、

二 構成員タル資格  
 地區内ニ於ケル伯州棉耕作者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

- (イ) 額

品 名 單 位 販 賣 價 格

伯州棉實棉 一貫 四圓〇〇〇

但シ生産者庭先渡トシ荷造費ハ含マザルモノトス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年五月六日

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可ヲ受ケタル額及實施ノ日ヲ組合事務所及組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◇鳥取縣告示第三百八十一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ指定期日ニ於ケル額ト看做ス  
 昭和十六年五月九日

00264

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

- (イ) 名 稱 鳥取縣藥業組合
- (ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格  
 地區内ニ於テ藥品類ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

- (イ) 額

左記ノ通

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年五月九日

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

種 別 品 種 規 格 單 位 卸 賣 價 格 小 賣 價 格

同	瓶	入	五〇〇瓦	一、二七〇	一、五二〇
同	瓶	上	同	一、二七〇	一、五二〇
同	瓶	並	同	一、七一〇	一、八五〇
同	瓶	入	同	一、四九〇	一、七九〇
同	瓶	六〇%	同	一、四二〇	一、五〇〇
同	瓶	寫眞用	同	一、六〇〇	一、七二〇

00265

硫酸亞鉛	同	九八%	同	三、四〇	、四一〇
第二磷酸曹達	同	入	同	六〇〇	、七二〇
クローム明礬	同	入	同	四九〇	、五九〇
國産フランキット	同	入	同	一、七〇〇	、二、〇四〇
塩化安母同	同	入	同	四四〇	、五三〇
酸性亞硫酸曹達液	三十度瓶	入	同	二七〇	、三二〇
結晶亞硫酸曹達	袋	入	同	一〇〇	、四一〇
酸性白土	袋	入	同	三四〇	、四一〇
醋酸曹達	瓶	入	同	四八〇	、五八〇
アミノ酸	同	入	同	四二〇	、五〇〇
齒科用ギブス	袋	入	同	五一〇	、六一〇
明礬	同	入	同	一七〇	、二〇〇
四塩化炭素	同	入	同	七一〇	、八五〇
メルトル	同	入	同	一、六七〇	、二、〇〇〇
同	同	入	同	二五瓦	、三〇〇
ハイドロキノ	同	入	同	五〇〇瓦	、三九、六六〇
アミドール	同	入	同	三三、〇六〇	、九、九七〇
同	同	入	同	八、三一〇	、一七、三五〇
炭酸曹達	同	入	同	一四、四六〇	、一、一二〇
無水同	同	入	同	九四〇	、三、八〇
炭酸バリウム	同	入	同	五〇〇瓦	、四七〇
炭酸マグネシウム	同	入	同	四七〇	、五六〇
オレイン酸	同	入	同	五八〇	、七〇〇
炭酸銅	同	入	同	三九〇	、四七〇
同	同	入	同	七一〇	、八五〇
同	同	入	同	七七〇	、九二〇

鳥取縣公報 第千二百卅一號 昭和十六年五月九日 (第三種郵便物認可) 三六

00266

ナフタリン粉	袋	入	同	四、五〇瓦	、二二〇	、二六〇
ナフタリン球	同	入	同	同	、二三〇	、二八〇
炭安末	瓶	入	同	五〇〇瓦	、四〇〇	、四八〇
結晶硝酸加里	同	入	同	同	、三九〇	、四七〇
重炭酸曹達	同	入	同	同	、一七〇	、二〇〇
木醋酸鐵液	瓶	入	同	同	、三五〇	、四二〇
メタカリ	同	入	同	同	、一、四四〇	、一、七三〇
メタソーダ	同	入	同	同	、六六〇	、七九〇
板狀青酸加里	同	入	同	同	、八〇〇	、九六〇
並塩酸	同	入	同	同	、三一一〇	、三七〇
硫酸	六十度瓶	入	同	同	、二九〇	、三五〇
硝酸	二十度同	入	同	同	、三七〇	、四四〇
燒明礬	袋	入	同	同	、四一〇	、四九〇
ウコン粉上	一號姜黃撰別品ニテ製セルモノ袋入	入	同	同	、一、二〇〇	、一、四四〇
ウコン粉中	一號姜黃無撰別品ニテ製セルモノ袋入	入	同	同	、九六〇	、一、一五〇
ウコン粉下	野生姜黃ニテ製セルモノ袋入	入	同	同	、七一〇	、八五〇
食用着色料粉紅	半斤 罐入	入	同	同	、一六、〇五〇	、一九、二六〇
同	同	入	同	同	、一四、六二〇	、一七、五四〇
同	同	入	同	同	、四、五〇〇	、五、四〇〇
同	同	入	同	同	、七、三六〇	、八、八三〇
同	同	入	同	同	、八、五七〇	、一〇、二八〇
同	同	入	同	同	、四、九四〇	、五、九三〇
同	同	入	同	同	、九、七八〇	、一一、七四〇
同	同	入	同	同	、七、三六〇	、八、八三〇

鳥取縣公報 第千二百卅一號 昭和十六年五月九日 (第三種郵便物認可) 三七



◇鳥取縣告示第三百八十二號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ假設建築物建築ノ件左ノ通許可セリ

昭和十六年五月九日

一 建築主ノ住所氏名

米子市明治町八番地

鳥取縣知事

八

田

三

郎

有限會社米子青果卸賣市場代表

取締役

上

田

得

藏

一 建築物ノ場所

米子市加茂町二丁目七番地

一 建築物ノ用途

青果卸賣市場附屬自轉車置場

一 建築物ノ構造

木造屋根瓦葺平家建

一 建築物ノ面積

建築面積

九、九一七平方

一 命令事項

突出セル部分

九、九一七平方

一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス

一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期限内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◇鳥取縣告示第三百八十三號

市街地建築物法第七條但書ニ依リ左ノ通建築線ヲ指定セリ

昭和十六年五月九日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

一 申請人ノ住所氏名

米子市西福原一三五六番地

本

生

保

春

一 指定ノ場所

米子市錦町二丁目九番地二ノ一番地及二ノ一番地 (以上各畑地)

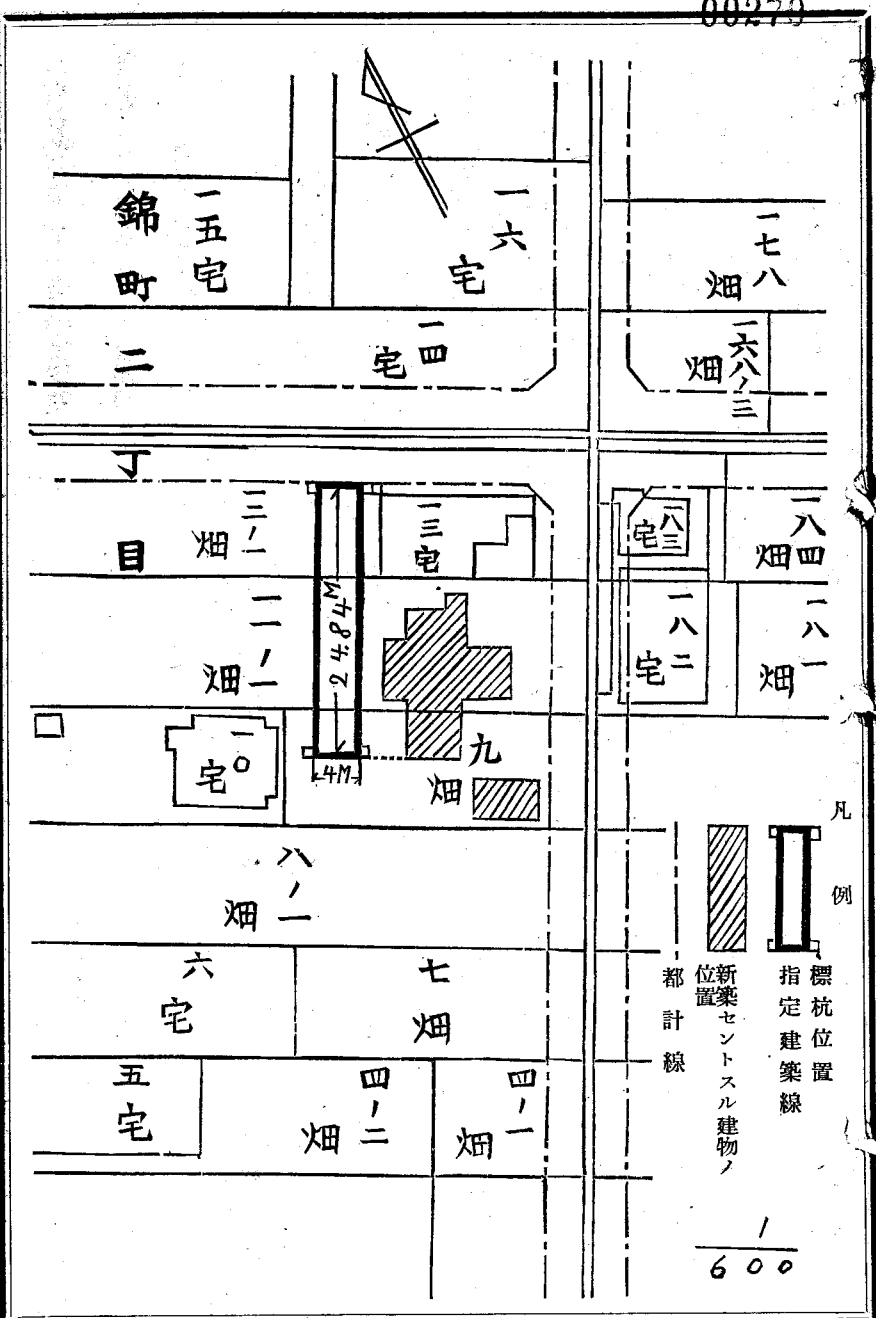
一 建築線ノ延長距離

二四、八四メートル

一 建築線間ノ距離

四、〇メートル

一 左記圖面ノ通り



◇鳥取縣告示第三百八十四號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十六年五月九日

診療所々在地

日野郡二部村大字二部

武田六郎

昭和十六年五月二日

氏名

鳥取縣知事

八田三郎

指定年月日

◇鳥取縣告示第三百八十五號

昭和十六年五月一日左ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證ヲ下附セリ

昭和十六年五月九日

鳥取縣知事

八田三郎

免許證番號

住 所

氏 名

一三六一

東伯郡社村大字秋喜一二三番地

西坂安市

彙

報

00272

水陸稻、甘藷、馬鈴薯、里芋の

施肥基準を設定

増産目標達成に邁進

(農 務 課)

我が國に於ける食糧の増産は、現下の支那事變の完遂はもとより進んで曠古の大業たる大東亞共榮圈の達成を前にして、實に未曾有の國難打開の鍵といふべきものであつて、最後方戰線を確保する銃後國民の重責として、まことにこの上なき大問題といはねばならぬ。目下人的資源の不足、肥料配給の不圓滑などいふ惡條件の下に於て、これをなしとげることは實に容易ならぬ覺悟と努力を要するのであるが、縣内指導各種機關の熱誠と農民各位の奮闘努力によつて、是非その目的達成を期せねばならぬのである。本縣ではさきに鳥取縣食糧増産指導計畫を樹立し、鳥取縣食糧増産指導本部、郡、市町村の食糧指導部、及び部落食糧増産挺身隊を組織し、一方縣廳内に鳥取縣食糧増産協力會を設置し、又他

面青少年學徒の食糧増産運動を展開し、且つ鑛工勞務者の一時歸農による勞力の補給その他諸種の勞力調整計畫を整備する等一意その増産目標達成に邁進してゐるのであるが、今回不足勝なる肥料を完全に活用することによつてその増産の目的を達する爲に水陸稻甘藷馬鈴薯里芋等に對する施肥基準を設定して各市町村に配布し、一層その増産に拍車をかけることとなつた。

基準設定にあつては縣下各市町村の肥料配給狀況、各市町村昭和十五年度の施肥狀況、各種試驗成績等を參照し、且つさきに耕種改善に示した二十地域を基本として設定したものであつて、從つてこの施肥基準は單なる施肥標準でなくして實情に適合するやうに特に留意したものであるから、各市町村に於て作製する施肥基準並びに各部落別の施肥基準を設定し、又それを實踐するに當つてはこの施肥基準を準據として最も實際に適合するやう設定し従らに形式に流れぬやう細心の留意を肝要とする。

なほ本縣に於ける農家自体の施肥狀況を見るに、多くは硫酸アンモニヤを主として施肥してゐる狀況であるから、多くは單一的な施肥法を行つてゐるものといはねばならぬ。従つて硫酸アン

00273

モニヤ石灰窒素、配合肥料等その配給状況に應じ、これを主体として三要素の適正なる配合をするやう設計上特に留意して設定したものである。

基準設定の重點

(主として水稻に關して)

(一) 硫酸アンモニヤ

事變前の本縣下慣行施肥状況を見ると、窒素肥料の大半は大豆粕及び魚肥の有機質肥料を主体とした基肥重點主義をとつたものであつた。然るに現下の肥料事情は硫酸アンモニヤ及び石灰窒素等の無機質肥料に外なく、その上その配給量は事變前の全窒素量の八割五分に限定されてゐるのであるから、これが施用にあつてはその効果を最高度に活用するやう心掛けねばならぬのであつて、従つて今回の基準設定については追肥に重點を置いて作製したのである。即ち

1 第一回追肥 平坦部は七月十五日頃、山間部では七月一日頃を最適とするのであつて、この時期は水稻の分蘗最盛期の直前にあたり、従つて肥料吸収の最も良好な時である。

2 第二回追肥 平坦地八月十日、山間部は七月二十五日頃である。この頃は穂の形成最盛期であつて、この際速効性の窒素を供給すれば穂の稔實を向上せしめ、秋落を防止すること

が出来るのである。

3 追肥施用上の注意 追肥は肥効能率を増進するものであつて、過去に於ては追肥は稻熱病(イモチ)發生の原因をなすものゝやうに考へられた向もあつたのであるが、これは肥効能率の増進に伴ふ窒素過多によるものであるから、施肥絕對量は従前の約八割程度に止めて、追肥の時期を誤らぬやう注意することが肝要である。

(二) 石灰窒素

石灰窒素は分解した後生成するアンモニヤ態窒素としてその肥效を有するものであるから、これを施すには必ず基肥として、平坦部では挿秧の七日前位に施用しなければならぬのであつて又分解にあつては水分と土壤の兩者を必要とするものであるから特に注意を要する。

尙従前の施用は餘り多く用ひすぎて徒らに窒素を損失する場合が多く、特に砂質の土壤に於ては損失が大である。従つてこれが施用にあつては三貫を限度とし、又砂質系の土壤では二貫程度を限度とすべきである。

(三) 紫雲英

有機質の分解は細菌とカビ類との兩者によつて行はれるものであるが、細菌はカビに較べて少數の個体によつて分解するのであ

00274

るから、自体の形成に要する窒素の量は少量で済むわけである。

従つて有機質の分解は細菌によつて行ふ方が有効でありなほ細菌の生育は微アルカリ性又は微酸性の状態に於て盛んなものであるが、カビ類の生殖は酸性の場合に於て盛んなものである。

かうした理由によつて、有機質肥料である紫雲英を施用するに當つては必ず石灰を施用して土壤をアルカリ性に矯正して置くことが大切である。なほその肥効は硫酸アンモニヤと殆ど同一なものであるから、徒らに多く用ゐないやうにしなければならぬのであつて、多くとも三百貫を限度とすべきである。

(四) 堆厩肥

堆厩肥は地力増進に資することが大であつて、土壤の腐植質性を生成するものであるからしつかり施用しなければならぬ。

直接的效果としては、堆肥にあつては窒素分は少いけれども加里の肥効が多く、現今のやうに加里肥料の少い時期にあつては特に留意して多く施用することが肝要である。しかしその管理に不注意であると、徒らに肥料分を流失するから特に注意しなければならぬ。

厩肥の方は家畜の糞尿を多量に吸収してゐるから、窒素質肥料としても肥効は大であるが、やはり管理中の不注意はこれが肥料分を發散損失することが多いから充分の注意を要する。

(五) 草木灰

従來加里肥料は殆ど外國からの輸入によつてゐたものであつたが、目下の國際情勢は加里肥料を輸入することは絶對不可能といふべき状態にある。従つてこれが給源としては、草木灰による外に方法がないのであるから、その採集施用に極力注意と努力を拂はねばならぬのである。

施肥基準の内容

この施肥基準の設定に當つては、水稻に對しては、苗代施肥の基準は平坦部、中間部、山間部の地帯別によつて施用三要素量を決定して各地帯に於ける施用例數種を示し、本田施肥基準については縣下に於ける各地の氣温、標高、土性、地方の慣行、並びに既往に於ける試験調査の結果を基礎として實情を考慮の上、岩井岩美山間部・鳥取東部・入東・智頭・八頭平坦部・鳥取西部・高草・氣多・氣多奥部・天神川流域・三朝・東伯中部・汗入・箕蚊屋・法勝寺・弓濱部・大山・口日野・奥日野の二千地方に區分し、各地區に於ける反當收量目標と反當施肥基準量を定めてその施肥例數種を擧げ、なほ特殊地帯として黒ボク地帯、砂質土壤地帯、濕田地帯に於ける注意を記して各地域に於ける肥料別施肥基準を示してゐる。

又陸稻に對しては類似地域別によつて反當施肥基準量とその施肥例數種を、甘藷・馬鈴薯・里芋についても各種土壤の性質によつ

00275

てその施肥例を示したのである。  
各市町村に於てはこの施肥基準により、且つ土地の實際を調査研究の上各部落別の施肥基準を設定し、なほ進んで各農家の個々の實情に應じて適正なる指導を行ひ、是非國家所期の食糧増産の實を擧げらるゝやう切に希望に堪えざるところである。

### 甘藷苗の管理と

#### 植付上の注意!

#### 今年三倍に増収

(農務課)

本縣では今年、甘藷の作付を昨年より七割増加して二倍強の收穫を擧げる計畫を樹て、各農家に對して栽培反別と生産の割當を行ふと共に、縣下各中等學校・青年學校・國民學校を始め、各部落團體・婦人會・青年團・處女會に於ても報國農場を設置して國策に協力するやう願つてゐるのであるが、今年甘藷は馬鈴薯とともに米と同様國家管理になるらしい様子であつて、自家用以外は食糧用・無水アルコール用・工業原料用・種子用等として供出することになるやうであるから、從來無水アルコール原料として供出した價格其の他の點で農家に迷惑を及ぼしてゐた點もなくなるこ

とと思はれる。農家では割當以上に栽培して成るべく多量の收穫を得られるやう努力を切望する次第である。以下、目下生育中の甘藷苗の管理、及びその植付け上の注意について要領を述べることにする。

### 苗床

温床は攝氏二十五度位の温度が四十日位續くやう準備してあるわけであるが、もし四十度位にも上昇するやうであると藪が腐敗したり苗が伸び過ぎたりするおそれがあるから、被蓋を取るとか孔をあけるとか雨にあはせるとか、又は冷水を注ぎ込んで温度を調節しなければならぬ。

苗が伸び出したら日中は油障子だけにして日光に逢はせ、太陽の温度を充分床中に吸収させ、夜間及び寒い日は藁・藪・苔等をかけて温度を逃さぬやうにする。尙朝夕二回丸竹で横なぎに靜かに苗を動かして露拂ひをしてやることは、苗を強剛に仕立てる上には是非必要である。

又灌水も大切であつて、床面が乾く場合はあまり濕り過ぎぬ程度に大体四、五日目に坪當り二升位やるのであるが、この際床の温度を下げぬため「ぬるま湯」又は「ひなた水」を日中に如露でやるやうにする。

### 苗取り

苗を採る一週間位前から日中は障子を取つて直接太陽の光線にあて、夜間でも藪の心配のない時は

00276

障子を取り除いて外氣に馴らして行き、又温床が團圍ひである場合は、床土から上の部分を切り取つて風通しをよくしてやる。

本縣では從來苗をとるのに「蔓苗」又は「切苗」といつて、三四尺に伸びた蔓を三、四節づゝ數本に切断して植付けける向があつたが、これは活着も悪く收量が少いので、是非「芽苗」として、一尺位で十節以上十二、三節も節を持つた、莖の太い葉柄の短い手觸りの強剛な、そして病害のない所謂健全な苗を取るやうにせねばならぬ。

苗をとるには基部二節位を残して缺で切り取るのであつて、掻き取るやうな亂暴な採り方をしては、その後の苗に悪影響を及ぼす。

第一回の苗をとつてから十日位で第二回目又第三回目と苗がとれるが、採苗の都度坪當り四升位の下肥を施すと毎回立派な苗が得られる。

### 購入苗

をする人は品種を考へることが大切である。從來からあるものには源氏赤・地殺し・千葉赤等があるけれども、これは食味は割合よいけれども收量はんばしくない現在多收穫品種として推奨し得るものは岩手一號・魁・伯州赤・七福・山陰一號等である。なほ農事試験場で目下試験中のものに有るものがあるが、三種あるけれども、まだ一般に苗を配給する迄に

はなつてゐない。

### 植付

は五月中・下旬に是非したいものであつて、六月に續くと收量が餘程減ずる。畦は高畦にするほど成又三尺畦に一尺株間の見當で植付けける。前作に麥でもあれば、その畦の肩に植付けると活着もよい。

甘藷は馬鈴薯のやうに地下莖が肥大して諸となるものでなく、苗から出た細い根が地温・濕氣・空氣・光線等の微妙な作用によつて諸になるわけであるから、成るべく諸のつき易い状態に植付けてやるのが理想である。

現在までの研究では、大体苗が活着して植付當時の葉が枯れな程度で成るべく淺植にし、しかも節數をなるべく多く植込むことが最もよいとされてゐる。即ち、晴天の日には表土がバラ／＼に乾くのであるが、そのバラ／＼にならない少し濕り氣のある程度の深さの處に多くの節があるやうな具合に植ゑるのがよく、砂質地や黒ぼく地では舟底植、壤土又は粘質地では水平植が得策のやうである。

植付後砂質地ならば活着するまで二、三日水をやるがよいが、それ以後永く水をやることはかへつて諸の着生を邪魔することに



00277

### 肥料

甘藷には肥料をやると蔓が出来すぎて諸がつかぬといふ考へから、極く少量しか施さない習慣があるが多量の收穫を擧げるには三要素の割合を考へて相當多く施すことが必要である。

窒素が過ぎると莖葉が繁茂して諸の發育肥大を妨げるが、磷酸は品質特に色澤を良くし、加里は收量・品質・澱粉量等に大なる關係がある。大体三要素の割合が窒素一貫五百匁、磷酸二貫五百匁加里三貫五百匁となるやうにし、桑園整理跡とか從來相當肥料を施してある蔬菜畑等では窒素は全然施さないやう、又新開墾地でも餘り瘠せてゐない所であれば、同様加里肥料即ち木灰を反當り二、三十貫施すやうにする。

### 植付後

の管理としては、缺株や悪い株をなるべく早く見付けて植えかへ、蔓が一尺内外に伸びた時に第一回の摘心をして横枝を伸ばす。これは確に効果があるが、三回以上はかへつていけないやうである。

蔓返しは蔓の發育状況によつて必要な場合もあり又害になる場合もある。即ち生育が過ぎる場合の外は大体行はない方がよいがその代り蔓を引き上げて節から出る根を時々切つてやるのが肝要である。

敷藁も苗が活着したら取り除いて地温を高めるやうにするがよ

## 馬鈴薯栽培上の注意 生産目標一八割の増收

(農務課)

馬鈴薯は今年本縣では作付を三割増して八割増の收穫をすることに努めて、現在すでに植付けてあるのであるが、食糧確保の必要緊切なるものがある今日、これが増收については農家各位の奮勵を切望する次第である。馬鈴薯の栽培について特に注意すべきは

### 芽かき

であつて、これはなるべく早く第一回を行ふ必要がある。一株から芽が三、四本も立つと莖や葉が繁茂して小さい薯が數多くつき、層薯が多くなつて收量は擧らない。大体二尺畦に一尺株間位の場合一本建て、株間が極く広い場合は二本建てとして、三本以上はいけない。その後も又下から新芽が次々に出て来るから、其の都度早目にかき取つて行かねばならぬ。この作業が遅れ勝になると、折角の養分を捨てるばかりでなく、株を動かしたり親木を痛めたりして成績を悪くする。

### 肥料

は相當多く施しても馬鈴薯には「やりすぎ」といふことはなく、やればやるほど收量を上げるのである。

00273

つて三要素成分窒素磷酸加里各々三貫五百匁位づゝ施す必要があるから、基肥が少かつたものに對しては追肥としてしつかり施すのがよい。追肥は肥料事情が御承知の通りであるから、腐熟堆肥と下肥を主体として、これに少量の過磷酸石灰と澤山の木灰を施用することにし、一日も早く腐熟堆肥三百貫と木灰二千貫位を畦の肩半分切り落して施し、その反對の肩には下肥百五十貫を三倍位に薄めて施し、次いで中耕除草をかねて第二回追肥として下肥百五十貫位施す。馬鈴薯は短期間に生育を終るものであるから、追肥も早目に済ますやうに心掛けねばならない。

### 土寄せ

馬鈴薯は排水の良好を好むものであり、更に子いもは親いもより上につくものであるから、段々土寄せをして三回位で四五寸の高畦となるやうにする。一度に多く土寄せをすると樹の勢を悪くし、薯の太りを阻害するから必ず三回位に分けて行ふことが大切である。

### 花

が咲くと養分が花の方に流れるから、蕾が出来たら成るべく早目に摘取つて行かねばならぬ。この頃は丁度農家の繁忙期にあたるため、よく放任されてゐるのを見受けるが、決してゆるがせにしてはならぬ大切な作業である。

### 收穫

葉の色が少し黄色になつた頃、即ち色が落ちた時期を見はからつて、晴天續きの土の乾いた日を選んで

掘りどる。收穫が遅れると薯の色が悪くなる。

### 貯藏

にあつてはなるべく皮を剥がぬやう、傷をつけないうやうに注意して、大・小を選別して四、五日間充分陰乾しをして籠・俵等に入れ、濕氣と鼠の害のない場所に貯藏するのである。

## 甘藷、馬鈴薯の 病虫害防除法

奨勵金を交付して増産を確保

(農務課)

時局下最も重要な食糧資源確保のため、甘藷・馬鈴薯の増産については各位懸命の努力を致され、すでに苗の育成に又植付に最善を盡して居られるのであるが、それについて最も注意すべきはその病虫害に對する防除である。

馬鈴薯について最も恐るべきはその疫病と偽瓢蟲であつて從來知られてゐるものであり、甘藷の黒斑病は最近全国的に蔓延の徴があつて昨年は本縣でも西伯郡の一部に發生を見たのである。これが防除を怠つて萬一その侵犯にあへば、藷の接觸、苗の接觸によつても、亦土中に於てもその傳播力は非常に激甚であつて、栽

00279

培者の特に警戒を要するものである。栽培者は充分留意してこれが防除方策を勵行し、現下の最も重要な國策の一たる國民食糧の確保に邁進しなければならない。

本縣ではこれが爲に新に甘藷馬鈴薯病蟲害防除獎勵要項を定め、防除實施に對する獎勵金交付の途を開き、これを全縣下に實施することによつてその増産確保を期してゐるのであるが、その交付要領は、甘藷黒斑病の防除、馬鈴薯疫病及び偽瓢蟲の防除、甘藷及馬鈴薯病蟲害防除用噴霧器の購入の費用又は補助金に對して獎勵金を交付するものであつて、

- 一 甘藷黒斑病防除については藥劑購入費の四分の一以内であつて、種諸消毒に對しては種諸十貫につき四錢以内、苗消毒に對しては苗一萬本につき八錢以内。
  - 二 馬鈴薯疫病及び偽瓢蟲の防除については藥劑購入費の四分の一以内であつて、疫病にあつては一段歩當二十五錢以内、偽瓢蟲にあつては一段當二十四錢以内。
  - 三 防除用噴霧器の購入については購入費の二分の一以内。一臺當四十圓以内
- を、郡市農會に對して交付することになつてゐる。獎勵金の交付を受けやうとする郡市農會に於ては申請書に事業計畫書と收支豫算書を添付して五月末日迄に知事に提出するのである。

左に防除を實施するに當つての方法について概要を説明して置く。

(一) 馬鈴薯疫病

- 1 莖が三、四寸に生育した頃から十日隔に四一八斗式石灰ボルドウ液又はクボイト一封度を水八斗乃至一石に稀釋したものを三、四回撒布すること。反當撒布量は六斗乃至八斗を適當とする。
- 2 被害の莖及び薯は燒却するか又は堆肥とすること。
- 3 收穫はなるべく晴天の日を選び、收穫した薯は陽乾すること。
- 4 馬鈴薯は右の藥劑を撒布すると、病害を豫防するばかりでなく増收となるから必ず行ふこと。

(二) 偽瓢蟲

- 1 害蟲の發生初期に砒酸石灰を撒布すること。
- 2 使用藥劑は砒酸石灰二〇〇匁、大豆展着劑五〇匁、水一石の割合とし、反當八斗乃至一石の撒布をする。大豆展着劑を使用する場合は一石につき三匁を用ゐること。
- 3 第一回撒布は幼蟲の孵化最盛期に行ひ、約十日を隔て、第二回撒布を行ふ。
- 4 砒酸石灰をボルドウ液に混合して撒布すれば疫病と同時に

00280

除を行ふことが出来る。

(三) 甘藷黒斑病

- 1 種諸の無病のものを選ぶのは勿論であるが、無病の諸であつても病菌附着の虞があれば必ずウスプルン八〇〇倍液又はホルマリソ〇〇〇倍液に十五分間浸漬消毒した後伏込むこと。
- 2 前年發病した苗床の土は取替へて新しい土を用ゐること。
- 3 苗は缺で地上部から切り取り、發病の有無を檢して病斑のあるものは取除くこと。
- 4 苗は發病の有無に拘らず下部三分の一をウスプルン八〇〇倍液(五〇瓦を水二斗三升に溶解する)に十五分間浸漬消毒する。なほ苗をウスプルンで消毒すると活着も良好である。

戰歿軍人軍屬の

遺兒教養施設!!

(社 會 課)

名譽ある戰歿軍人や軍屬の遺兒達の内には、適當な保護者がなく、その教養の萬全を期することの出來ぬ者も多いことと思はれ、これらの者達に對して保護指導を加へて、心身共に健全な發達を

發せしめて其の將來を完うせしめることは極めて肝要な事といはねばならぬ。

依つて政府では昭和十六年度に於て戰歿者遺兒教養を實施せられることとなつたので、縣は今回事町村長を通じてその該當者を調査することになつた。

この施設に該當する遺兒は戰歿軍人軍屬の遺兒(遺兒に準ずべき者を含む)であつて保護者なき者、又は保護者に於て適當な保育教養を行ひ難いと認められる者に對し、國民學校を卒業するまで助成しようとするものであつて、その該當者は

未就學者(乳兒 二歳まで 幼兒 三歳以上)

就學中の者(國民學校初等科 高等科)

である。

保護教養の方法としては、個々の實情に應じて理解と熱意に富む教育家・宗教家・篤志家等に委託し、その保育教養に要する經費に對して遺兒一人につき年二百圓を標準として受託者に給與するのである。なほ事業の實施に當つては市町村、遺族家族指導囑託軍事保護相談所等の緊密な連絡によつて、この委託が單なる里預けに終つたり、又は濫りに私權の干渉に陥るやうな弊害を生じないやう充分留意することになつてゐる。

00281

「兒童を愛護せよ」

第十五回 全國兒童愛護運動

五月中に亘つて實施

(社 會 課)

時局の進展に伴ひ人的資源涵養保護のいよゝ緊切なる今日、兒童愛護精神の昂揚徹底を圖ると共に之が關係機關並に施設の強力強化を圖り、以て天業寶贊、皇國隆昌に寄與せんがため、今回鳥取縣、鳥取縣社會事業協會、鳥取縣母子愛育聯盟では三者主催の下に

- 1 人口増殖の方策助長
  - 2 母性並に妊産婦保護
  - 3 乳幼児保護
  - 4 兒童不良化防止並に保護
  - 5 兒童保護施設の普及並に助長
- に關し、次の要綱に依つて「第十五回全國兒童愛護運動」を五月中に亘つて實施することとなつた。

一 施行主体 主催者、市町村、國民學校、社會事業並教化團體、兒童保護

施設

二 實施事項

○ 主催者に於て實施すべき事項

- 1 「ポスター」其の他印刷物頒布
  - 2 愛育講習會開設
  - 3 育兒營養講演會開設
  - 4 乳幼児健康相談會開設
  - 5 妊産婦健康相談會開設
  - 6 兒童保健並に性行調査
  - 7 兒童保護對策座談會開催
  - 8 兒童保護事業従事員打合せ會開催
  - 9 各種地方催物の後援助成
- 市町村、國民學校、各團體及び施設等に於て實施すべき事項
- 1 兒童保護法規及び施設等を周知利用せしめるやう努めること
  - 2 常會、隣組の事業として運動及び事業の趣旨徹底に努めること
  - 3 母親常會及び育兒回覽板の發行創始の機會となすこと
  - 4 多子家庭の保護慰安に努めること
  - 5 要保護母子實情調査及び救護の徹底を圖ること
  - 6 赤ん坊審査會、愛育座談會特に母親指導會懇談會等を開催

00282

とすること

- 7 營養改善資料の補整工作及び講習等を開催すること
- 8 軍人遺族家族の兒童慰安保護の途を講ずること
- 9 不良化兒童の調査及び其の施策を講ずること
- 10 子供のための催物等開催すること